

燃料貯蔵タンクの検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正理由

IACS 統一規則 Z25 (Rev.8) には、低引火点燃料を採用する船舶（以下、「低引火点燃料船」という。）の定期的検査の要件が規定されている。この中で、当該船舶の液化ガス燃料貯蔵タンクの検査については、IACS 勧告 No.148 の要件を準用しており、鋼船規則 B 編では、当該勧告の内容を取入れている。

このうち、燃料貯蔵タンクの定期検査について、タイプ C の真空断熱式燃料貯蔵タンクに限り内部検査を省略して差し支えないとされている。しかし、その理由が不明確であったため、IACS は、これを明確化するための改正を行い、2020 年 3 月に IACS 勧告 No.148 (Rev.1) として採択した。

このため、IACS 勧告 No.148 (Rev.1) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

低引火点燃料船のタイプ C の真空断熱式燃料貯蔵タンクのうち、「交通用の開口のない」ものに対し、内部検査を省略して差し支えない旨明記した。

改正条項

鋼船規則 B 編 表 B5.29